

【卷末資料】

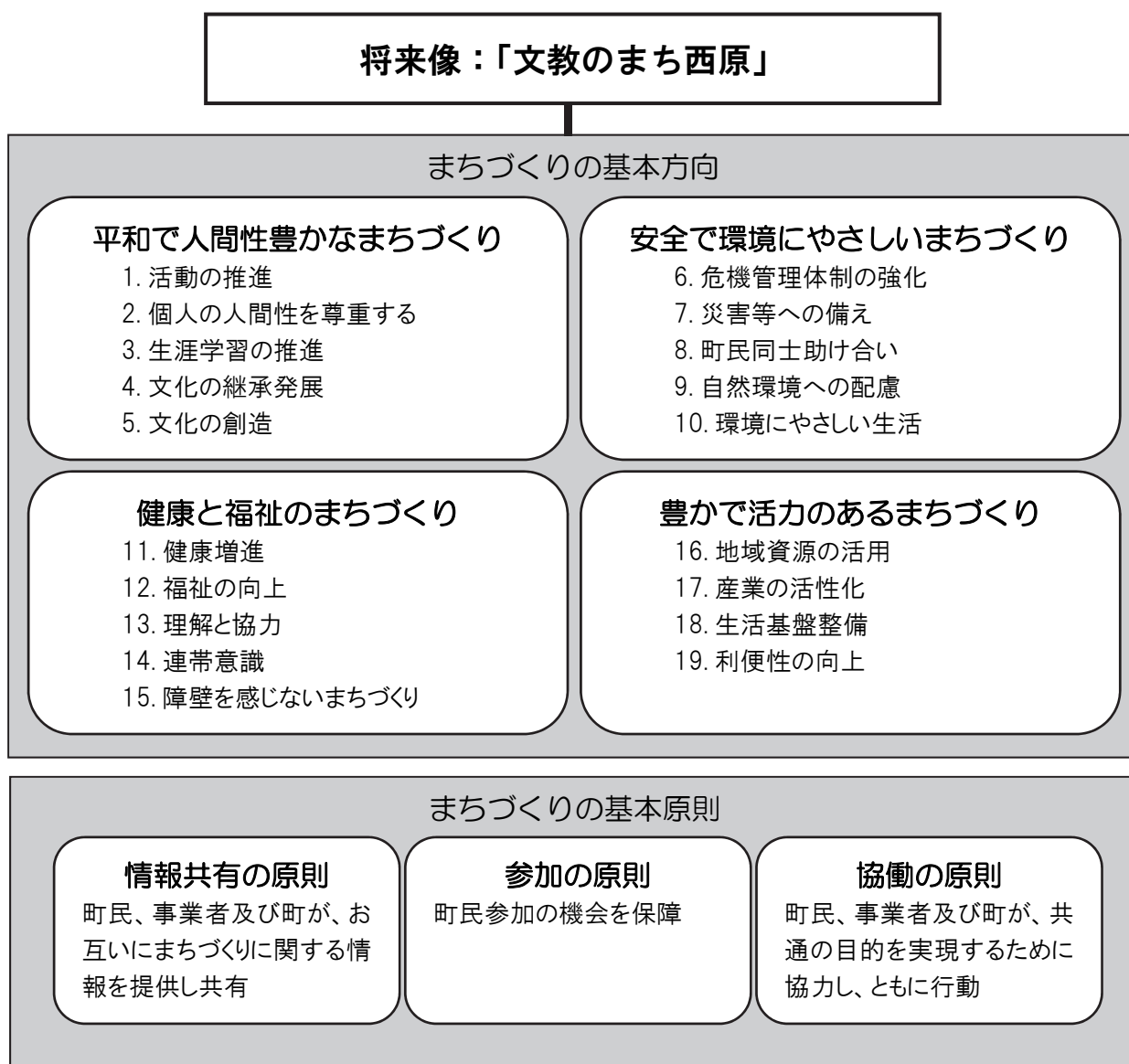
【巻末資料】

1. 上位関連計画

(1) 西原町まちづくり基本条例（平成 24 年 4 月）

西原町まちづくり基本条例は、これまでの西原の歴史を尊重するとともに多くの文化教育施設が立地する地域特性を活かし、すべての町民が生涯を通して学び合い、より豊かな人間性と文化を創造する「文教のまち西原」を目指した条例である。「文教のまち西原」を実現するために「平和で人間性豊かなまちづくり」「安全で環境にやさしいまちづくり」「健康と福祉のまちづくり」「豊かで活力のあるまちづくり」の4つの方向性を定めている。

「平和で人間性豊かなまちづくり」では「町民及び町は、個人の人間性を尊重し、あらゆる町民が生涯を通して学び、文化を継承発展させるとともに創造していくことのできるまちづくりに努めるものとする」と示されている。



(2) 西原町都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）

平成 12 年 3 月に策定した「西原町都市基本計画」を見直したもので、平成 22 年を基準年次とし、目標年次を平成 42 年、中間年次を平成 32 年としている。

「西原町都市基本計画」の策定時点との情勢の変化を捉え反映しながら、長期にわたり持続可能な都市計画の基本方針として、町総合計画等で示した都市空間形成に関する、よりきめ細やかな方針を明らかにするとともに、町民、事業者と行政が協働でまちづくりに取り組むための基本的な方針を定めることを目的としている。

①将来人口目標

平成 32 年:約 36,000 人  平成 42 年:約 37,000 人

②基本理念

- 中心核、居住環境、文教、観光・レクリエーション、産業が相互に連携する機能的で活力のあるまち
- 思いやりのあるまち
- 町民、事業者、大学、行政等が協働で築くまち

【将来像】

多様な交流を育み、笑顔かがやく、
バランスのとれた文教のまち—西原

【基本目標】

- 都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり
- 移動しやすく利便性の高いまちづくり
- 安全・安心・快適で住み易いまちづくり
- 環境に優しくうるおいあるまちづくり
- 町民が主体となるまちづくり

③基本方針（文化遺産に関する部分のみ説明）

3) 緑とオープンスペース、水環境に関する方針

歴史と文化のネットワーク形成

西原町には、尚円王の旧宅跡であり国史跡に指定された内間御殿をはじめ、棚原グスク、幸地グスク、カヤブチ御殿など多くの文化財が点在します。これらは祖先が永い歴史の中で築いてきたかけがえない文化遺産であり、この歴史的資源や文化財を保全・活用していくことは「文教のまち」の具現化の一方策として、また西原町を理解し、郷土の新しい地域文化を創造し町民文化の高揚を図る上で極めて重要と言えます。

そのため、現存する歴史・文化財については保全・活用を図るとともに、トーフグワービラをはじめとする「歴史の道」は、現在整備中の主要地方道那覇北中城線や浦添西原線などルートが重なるため、当該道路の歩道において歴史性を演出する舗装やサイン計画等を進めるなど、散在する歴史・文化財等を回遊できる歩行空間づくりを進めます。

また、点在する歴史・文化財や県立埋蔵文化財センターも含めて、有機的なネットワークを形成します。

図「西原町都市計画マスタープラン」における土地利用構想図



凡 例					
	低・中層専用住宅地		公共公益施設用地		地区レベル幹線道路
	中・高層専用住宅地		教育施設用地		補助幹線道路
	中心商業地(商業系ゾーン)		公園		沖縄自動車道
	近隣商業地		緑地		軌道系公共交通機関等及び駅
	観光商業・宿泊施設用地		既存集落地		小・中学校
	レクリエーション・レジャー施設用地		その他(農地・傾斜緑地)		公共公益施設
	沿道利用型施設用地		主要幹線道路		港湾施設用地
	工業地		都市レベル幹線道路		河川

(3) 西原町第四次国土利用計画（平成 24 年 4 月）

西原町第四次国土利用計画は、西原町の区域における町土の利用に関して必要な事項を定めたものであり、概要は以下のとおりです。

①目標年次における将来人口

- 基準年次は平成 22 年とし、目標年次は平成 33 年とする。
- 将来人口は、目標年次の平成 33 年において約 36,000 人と想定する。

②町土利用の質的向上

方針	概要
美しくゆとりある町土利用	緑豊かな美しい風景や景観の保全に努めるとともに、歴史的・文化的風土の保存、地域の特性に応じた良好な景観形成を図る。また、改修計画が進む小波津川においては、良好な河川環境を保全・創出し、かけがえのないふるさとの財産として様々な生物が共生できる多様性に富んだ環境の整備を進める。
安全で安心できる町土利用の推進	「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」の考え方にに基づき、誰もが安心して暮らしやすい地域社会の形成及び土地利用への誘導を図る。また、近年の気候変動の影響や平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に見られるような大規模地震や津波等への対応や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえ、防災拠点の整備や治水対策、被害拡大の防止や災害復旧に備え、ライフライン対策などを進める。
人と自然、自然と都市が共生する持続的な町土利用の推進	自然環境の維持を基本とし、「地球温暖化への対応」などにも配慮しながら、人と自然、自然と都市が共生する持続的な土地利用を進める。
活力を生み出す町土利用	中長期的な視点での少子高齢化対策も含め、町民や若者の雇用に結びつく産業の創出に努めるために、マリンタウン周辺地域への企業立地、中心核及びサブ核の高度利用、沖縄都市モノレール延伸に伴う新駅周辺地区での土地利用の活用など、町の地域特性を活かした土地利用を進める。

③地域別の概要

a.台地文教地域

計画的な市街地形成を図るため、上原棚原土地区画整理事業や西原西地区土地区画整理事業を実施しており、今後も、計画的土地利用を推進する。

自然的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行いつつ、良好な市街地の形成のため、計画的宅地整備を進め、道路網や都市モノレールの延伸整備等により、大学等各種施設へのアクセス向上を図るとともに、道路緑化や快適な歩行環境の確保等により、環境向上に努める。

宅地のうち、集落域では、生活関連施設の拡充とゆとりある敷地を活かした良好な居住環境の確保を促進し、新興住宅地では、緑化などによる住環境向上を促進する。また、新たな宅地開発にあたっては周辺を含めた地域内の排水をはじめ、農業生産環境等に整合した開発の促進に努める。傾斜地は開発行為等の適切な誘導や植林などにより、その保全育成に努める。

農用地については、優良農地の保全を図り、生産基盤の充実と経営の多角化及び体験や参加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能による有効利用を促進する。

b.傾斜緑地地域

本地域は、造林による森林の保全と育成を図るとともに、宅地開発や墓地等各種開発の規制を行い、森林と農地及び宅地等のバランスのとれた土地利用を図り、緑豊かな環境を保全していくこととする。

また、町民の自然レクリエーションニーズを踏まえつつ、自然観察や散策等自然とのふれあいの場としての傾斜緑地の活用促進を図る。

農用地については、その保全を図り、生産基盤の充実と経営の多角化及び体験や参加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能による有効利用を促進する。

c.平野地域

本地域は、庁舎等複合施設の建設をはじめとする都市施設の集積等合理的な諸機能の配置計画のもとに、都市的土地利用と自然的土地利用との調整のとれた計画的土地利用を展開し、良好な市街地の形成と優良農地の保全に努めていくこととする。

また、集落では、農地等周辺環境との調和に配慮し、生活関連施設の整備による住環境の向上を図る。

さらに農用地については、その保全を図り、生産基盤の充実と生産技術の向上及び経営の多角化により、生産性の高い農業経営を促進するとともに、体験や参加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能による有効利用を促進する。

d.臨海地域

本地域は、計画的な市街地開発による市街地形成を図るとともに、既成市街地の環境改善を進めることとする。

また、工業地域では、基盤の拡充と既存工場の移転集約と新規工場の立地促進、緑化等による環境向上を促進し、地域内のアクセス道路等の整備・向上を図る。

マリンタウン地区においては、後背地の市街地整備と一体的に良好な市街地形成を進めるとともに、快適な海浜レクリエーション空間の創出及びそれらを活用した新たな観光リゾート空間の形成を促進する。

さらに農用地については、周辺の土地利用の動向を踏まえ、その保全を図るとともに、生産技術の向上や生産基盤の充実と経営の多角化及び体験や参加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能による有効利用を促進する。

(4) 西原町景観計画（平成 28 年 3 月）

本町の景観計画は、西原町全域において、整備・開発等に対してルールを設け、市民、事業者、行政の協働により、良好な景観形成を目指した長期的な計画である。西原町景観まちづくり条例は平成 28 年 9 月 1 日より施行している。基本理念を「緑の斜面と平地が織りなす やすらぎと活力の風景まちづくり」とし、3つの基本方針を設定しており、そのうち「歴史文化が息づく景観づくり」においては、本町に数多く残っている歴史・文化資源を活用した景観形成の推進を図っている。

また、土地利用の観点から本町内を6つのエリアに分け、それぞれの特徴を活かしたエリア別方針も定めている。

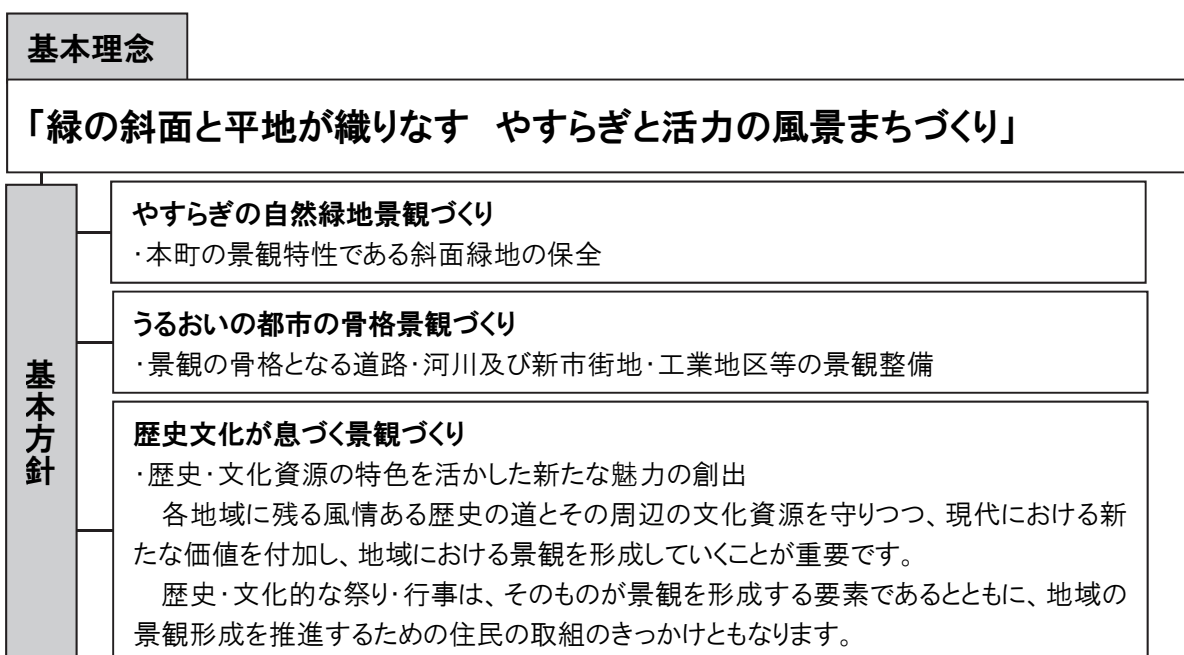
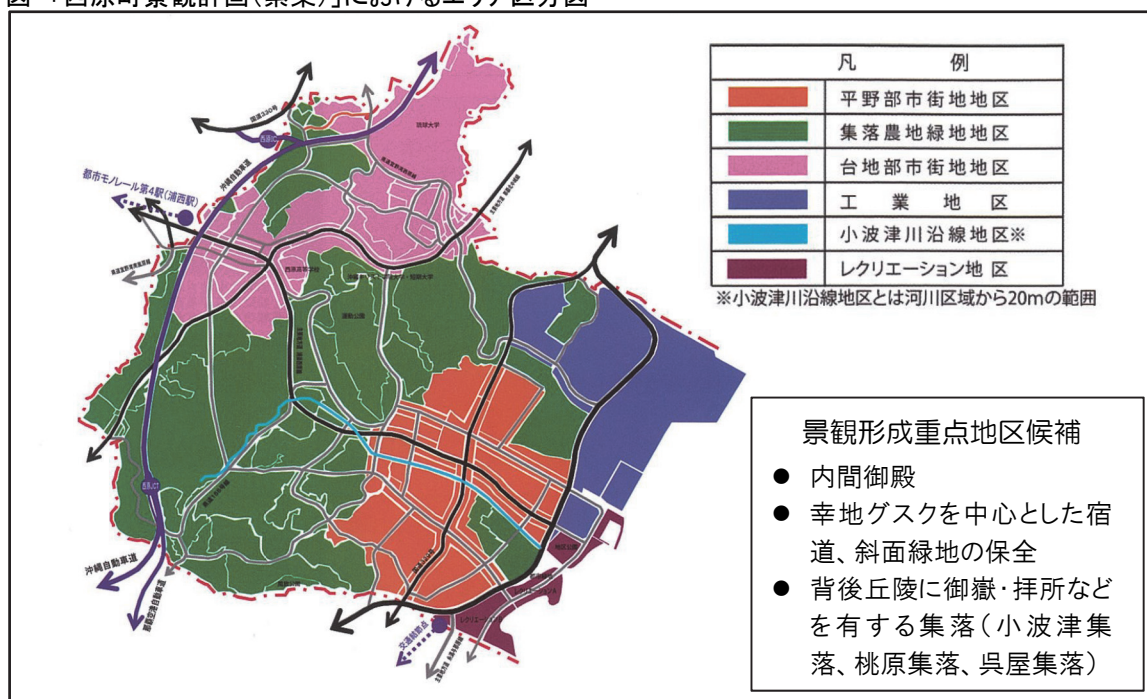


図 「西原町景観計画(素案)」におけるエリア区分図



(5) 西原町国指定史跡内間御殿保存管理計画書（平成26年2月）

国指定の史跡である内間御殿の保存管理の基本的な方向や取扱基準、適切な管理と運営の方向性を定めることによって、歴史的、文化的遺産（資源）として将来へ正しく継承していくことを目的としている。

①保存管理の方針

- 文化財保護法に基づいた適正な保存管理を行い、内間御殿の本質的価値を保存する。
- 琉球王国期の歴史文化を学べる場として内間御殿を保存する。
- 内間御殿一帯は、西原町の歴史・文化的景観の核となるような景観を維持する。
- 内間御殿の永続的保存のために、行政内及び地域住民、史跡活用団体（商工会、ガイド団体など）との協働・連携を図り、維持管理の方策を検討する。

②周辺環境の保全の方針

- 史跡を構成する諸要素の価値を阻害しない保全を行う。
- 史跡の範囲がさらに広がる可能性があることから、周辺地域において開発行為が行われる際に埋蔵文化財の発掘調査を実施する。また調査の結果に応じて指定地への編入・公有化に取り組む。
- 町景観計画と連携して史跡周辺にふさわしい（史跡の価値の増幅に繋がる）景観づくりに努める。
- サワフジの育成に関わる小那覇川及び地下水系を良好に維持する。

③整備の基本方針

- 将来にわたり以降の保存・継承に資する整備を行う。
- 発掘調査・史料調査等の成果に基づいた整備を行う。

④活用の基本方針

- 歴史的な空間、景観を体感できる場として活用する。
- 地域の拝所施設としての利用に配慮する。
- 地域住民の学びの場・憩いの空間として活用する。

⑤管理運営の基本方針

- 本町のみならず沖縄を代表する歴史文化遺産としての価値が保たれるよう管理していく。
- 特徴を生かしながら、展示やイベント等を実施し、町の魅力発信につながるような運営を行う。
- 日常の維持管理、利用情報の提供や高齢者・身障者等のサポート、調査研究の継続と成果の公開、来場者への対応などの様々な活動に対し、地域住民や案内ガイド等の多様な主体の参画により管理・運営の充実を図る。

2. 西原町の年中行事一覧

西原町の年中行事一覧は下表のとおりである。

なお、関連する記述としては、基本構想編第3章の「4. 西原町の関連文化遺産群の位置づけ」「(3) 稲作とまつり関連文化遺産群」を参照されたい。

表 西原町の年中行事一覧表(『西原町史 第4巻 西原の民俗』抜粋)

月	行事名称	行事日	字名
一月	◎ソグウチ(正月)・元旦	一日	全字
	◎ハチウビー(初御水撫で)	二日 三日	小橋川、内間、嘉手苅 与那城、我謝、池田、小波津、翁長、 棚原
	◎ハチウガミ(初拝み)・ハチウグ ワン(初御願)	二日	嘉手苅、小那覇、伊保之浜、桃原、 幸地
	◎ハチウクシー(初起こし)・ハチ ズリー(初揃い)・ハチユレー○初 寄り合い)	二日 三日	与那城、我謝、安室、桃原、小波津、 翁長、棚原 幸地、森川、津花波、仲伊保、兼久
	◎ヤマヌウグワン(山の御願)	二日	千原、上原
	◎三日ヌシーク(節句)	三日	全字
	◎七日ヌシーク(節句)	七日	全字
	◎トウスビー・トウシビー(年日)	二日～十三日	全字 我謝は、新暦
	◎ジュールクニチー(十六日)	十六日	全字
	◎ハチカソグウチ(二十日正 月)	二十日	全字
二月	◎クスキー・クスツキー・クシユク イ(腰憩い)	二日	全字
	◎シマクサラシ・シシクエーヨー	一日 二日 吉日 ☆ 四月吉日 ☆ 八月一日 ☆ 八月吉日	幸地、桃原 嘉手苅、掛保久 棚原、呉屋、津花波、小那覇 小波津 与那城、我謝 内間
	◎ニングウチウマチー(二月御 祭)・フーカミウマチー(麦穂祭)・ シチュマ	十五日	全字
	◎ヒガン・ヒンガン	彼岸節	全字
三月	◎サングウチサンニチー(三月三 日)・サングウチャー	三日	全字
	◎ヒヤクドウンチヌウガン	吉日 ☆八月にもあり、一日 から十日の間に行く。	棚原
	◎サングウチウビー (三月御水撫で)・ムラウビー	十五日	棚原、翁長
	◎シーミー(清明)・カミウシーミ ー(神御清明)	清明節	全字

月	行事名称	行事日	字名
四月	◎アブシバレー(畦払い)・ムシバレー(虫払い)	十五日 吉日	幸地、内間、嘉手苅、与那城、我謝、小波津 棚原、小波津
	◎ユッカヌヒー	四日	全字
五月	◎ハーリー(爬竜船競争)	四日	仲伊保、伊保之浜
	◎グングワチャークシユッキー(五月腰憩い)	五日	棚原
	◎ミチャウタカビ・ミチャタカビ(三日崇べ)・ウタカビ	十三日	幸地、棚原、嘉手苅、与那城
	◎グングウチウマチー(五月御祭)・フーバナウマチー(稲穂祭)	十五日	全字
	◎ウタカビ(お崇べ)	十三日	幸地、棚原
六月	◎ルクグウチウマチー(六月御祭)・ウマチー(稲大祭)	十五日	全字
	◎ウマチージナ(ウマチー綱引)	十五日	棚原、小波津、我謝、小那覇
	◎ニーセージナ(二才綱引)	二十三日 二十四日	棚原 幸地
	◎カシチー(強飯)・ルクグウチカシチー(六月強飯)	二十四日 二十五日	呉屋、津花波、小橋川、内間、掛保久、崎原、嘉手苅、小那覇、仲伊保、伊保之浜、兼久、与那城、我謝、安室、桃原、池田、小波津(下地区) 幸地、棚原、徳佐田、森川、千原、上原、翁長(上地区)
	◎ウファチ(お初)アミシヌウガン	二十五日	幸地、棚原、小波津、呉屋、津花波、小橋川、内間、嘉手苅、小那覇、与那城、我謝、安室、桃原、掛保久
	◎ウファチジナ(ウファチ綱引) ☆我謝、呉屋、小波津ではチナフィチヌウグワン(綱引の御願)、桃原ではヒーマーチヌウグワンとも呼ぶ	二十五日	幸地、棚原、小波津、呉屋、津花波、小橋川、内間、嘉手苅、小那覇、我謝 ☆ 掛保久、桃原、安室、翁長では、綱引は廃止された。
	◎ハーメーユレー(婦人の寄り合い)	二十六日	我謝
	◎タナバタ(七夕)	七日	全字
七月	◎旧盆	十三日～十五日 ☆以前は、十六日がウークイの日だった。その前後の期間に字の催しがある。	全字
	◎村芝居	十一日～十五日 十七日～二十日	幸地、小波津 呉屋
	◎獅子舞・シーシヌウグワン	十三日～十七日	小橋川、内間、小波津、桃原、我謝、幸地
	◎エイサー・エイサーヌウガミ	十五日～十七日	呉屋、内間、津花波、小橋川、小波津、伊保之浜、安室、桃原
	八月	◎シマクサラシ・シンキューヨー	一日 二日 吉日

月	行事名称	行事日	字名
	◎ヨンシー	七日～十五日	翁長
	◎トーカチ(斗搔)・米寿	八日	全字
	◎カシチー(強飯)・ハチグウチカシチー(八月強飯)	九日	下地区
		十日	土地区
	◎シバサシ(柴差し)	十日	全字
	◎ヨーカビー(妖怪日)	十一日	全字
	◎ヒガン・ヒンガン	彼岸節	全字
	◎ジューグヤ(十五夜)・ジューグヤ アシビ(十五夜遊び) 村芝居	十五日	全字
		十一日～十七日	幸地、小波津、小橋川、桃原、安室、内間、小那覇、我謝、翁長、棚原
	獅子舞・シーシヌウグワン	十一日～十七日	幸地、翁長、小橋川、内間、小那覇、我謝、小波津、桃原
◎ウビー・八月ウビー	吉日	楠原	
◎ミチンジャキウガミ(三武嶽拝み)	十五日以後	与那城	
◎アガリマーイ(東廻り) ナチジンヌブイ(今帰仁上り)	吉日 ☆数年一度、実施される。	全字	
九月	◎カジマヤー	七日	全字
	◎クングウチクニチ・チクザキ(菊酒)	九日	全字
	◎ティラウグワン(寺御願)	九日	全字
	◎相撲大会	十五日	内間
	◎ジューハチヤ(十八夜) ウクワンヌンヌスージ(お観音の祝い)	十八日	全字
	◎チュクイムヌウガミ(作物の拝み)	吉日	幸地
	◎タントウイ(種子取り)	吉日	内間
十月	◎カママーイ(窯まわり)		全字
十一月	◎ヒーゲーシ(火返し)	二日	嘉手苅
	◎トウンジー	冬至	全字
十二月	◎ムーチー(鬼餅)	七日 八日	下地区 上地区
	◎ミルクガナシーヌ ウマリトウイタ テイ	二十日	棚原
	◎ウグワンプトウチ(御願解き)	二十四日	全字
	◎ヒーマーチヌウグワン	二十四日	棚原
	◎チイリチー・チイリチャー(血煎り)	二十七日～二十八日	全字
	◎トウシヌユールー(年の夜)	三十日	全字

西原町 歴史文化基本構想
—歴史文化保存・活用のためのマスタープラン—
平成 29 年2月

西原町教育委員会 生涯学習課 文化財係
〒903-0111 沖縄県中頭郡西原町字与那城 152-5
TEL:098-944-4998 FAX:098-944-4997